

令和4年（コ）第15号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件

債権者 田内雄司 外1名

債務者 関西電力株式会社

主張書面（4）

（当事者双方の主張等について）

令和5年1月23日

福井地方裁判所民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 坂 井 俊



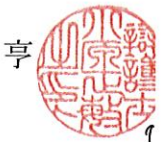
弁護士 井 上 大



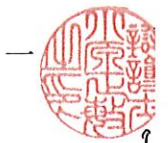
弁護士 谷 健 太



弁護士 金 井



弁護士 持 田 陽



弁護士 中 室



目 次

第 1	はじめに	6
第 2	本件仮処分申立ての適法性について（債権者ら準備書面 7 第 1）	6
第 3	人格権侵害の具体的危険とその判断枠組み	7
1	主張疎明責任の所在について（債権者ら準備書面 6 第 7）	7
	（1）債権者らの主張	7
	（2）本件仮処分は民事裁判であること	8
	（3）伊方最高裁判決は客観的主張立証責任を転換したものではないこと	10
	（4）「主張、立証する必要」の内容	11
2	深層防護と具体的危険の判断との関係（債権者ら準備書面 6 第 3 の 9 ～ 10、同 7 第 3 の 1 ～ 2）	13
	（1）債権者らの主張	13
	（2）深層防護の考え方について	15
	ア 総論	15
	イ 前段否定・後段否定の概念について	17
	（3）具体的危険性の判断について	18
	（4）深層防護と具体的危険との関係に関する債権者らの主張について	19
	ア 各論 1（大規模な自然災害の想定）について	19
	イ 各論 2（避難計画の策定）について	20
	（5）水戸地裁令和 3 年 3 月 18 日判決について	25
	（6）原子力基本法等における「確立された国際的な基準」との文言をもって、 第 5 層の防護レベルの内容を原子炉等規制法が要請していると解釈することは 不合理であること	34

ア 債権者らの主張	34
イ 債権者らの主張が不合理であること	35
ウ 我が国の法体系における第5層の防護レベルの位置づけ	36
(7) 原子炉等規制法が第5層の防護レベルの内容を法的義務として規定している と解釈することは不合理であること	37
ア 債権者らの主張	37
イ 債権者らの主張が不合理であること	38
(8) 船舶安全法及び航空法の規定との対比をもって具体的危険を主張すること は不合理であること	40
第4 新規制基準の制定経緯・内容等について	41
1 福島第一原子力発電所事故の原因について（債権者ら準備書面6第3）	41
2 原子力規制委員会委員長の発言について（債権者ら準備書面4及び同6第5 の7（7））	42
3 本件発電所における新規制基準適合性審査について（債権者ら準備書面5）	43
第5 地震による過酷事故の危険性について（債権者ら準備書面6第4）	44
第6 使用済み核燃料の危険性について（債権者ら準備書面4及び同6第5）	44
第7 安全余裕について（債権者ら準備書面7第2）	44
第8 「老朽化」について（債権者ら準備書面7第4）	44
第9 放射性物質の異常放出による人格権侵害の具体的危険及び避難計画について	45
1 債権者田内の人格権侵害の具体的危険について（債権者ら準備書面6第2）	45
2 避難計画について（債権者ら準備書面7第3の3）	46

第10	保全の必要性について（債権者ら準備書面6第6）	46
1	債権者らの主張	46
2	債務者の反論	46

第1 はじめに

債権者らは、令和4年11月7日付準備書面6（以下、「債権者ら準備書面6」といい、他の書面の略称もこの例による）において、従前の主張を引用しながら全般的に主張を補充、整理するとともに、さらなる主張を追加している。また、債権者ら準備書面7においては、債務者の主張に対して反論するとともに、これまでに見られなかった新たな主張を追加している。

これに対し、債務者は、答弁書において、本件仮処分における人格権侵害の具体的危険の判断枠組み、及び新規制基準を踏まえた高浜発電所1号機～4号機（以下、「本件発電所」といい、本件発電所のうち一部の号機のみを指す場合には、「高浜1号機」、「高浜1、2号機」等という）の安全対策等について全般的、概括的に述べた上で、債務者主張書面（1）ないし（3）において、訴状及び債権者ら準備書面1ないし3に対する必要な主張、反論を順次行ってきたところであるが、債権者らの現時点における主張状況を踏まえ、以下では、主に債権者ら準備書面6及び同7に対する債務者の主張、反論を、概ね答弁書の流れに沿って整理、補充する。

なお、債権者らの主張のうち、地震による過酷事故の危険性に関する主張については債務者主張書面（5）で、使用済み核燃料の危険性に関する主張については債務者主張書面（6）で、避難計画に関する主張については債務者主張書面（7）で、安全余裕、「老朽化」に関する主張については債務者主張書面（8）で、それぞれ反論する。

第2 本件仮処分申立ての適法性について（債権者ら準備書面7第1）

本件仮処分の申立ては濫用的な申立てであり、速やかに却下されるべきであると債務者が主張したのに対し、債権者らは、①債権者らの本件仮処分の申立ては既判力に抵触しない、②争点効は判例上否定されている、③明確な法的根拠によることなく応訴の負担や訴訟経済といった利益のために原子力発電所の安全性

を判断せずに申立てを却下することは許されないなどと述べ、本件仮処分の申立ては適法になされたものであり、却下される理由はない旨主張する（債権者ら準備書面 7、2～4 頁）。

しかしながら、既判力にさえ抵触しなければいかなる申立ても許容されるというのは明らかに不合理であり、信義誠実の原則に反するような濫用的な申立ては、応訴の負担や訴訟経済の観点から速やかに却下されるべきである。そして、本件仮処分の申立ては実質的に同じ紛争の蒸し返しであること、また、債権者らは、債務者のみならず、国や他の原子力事業者をも相手取り、自己の主張が認められる裁判所を探索するように全国各地で同様の訴訟提起や仮処分申立てを多数行っているが、債権者らも自認するように（債権者ら準備書面 4、24 頁）、判決、決定に至ったものはいずれも棄却、却下されていることはすでに述べたとおりである（答弁書 11～17 頁）。

このように、自身の主張が認められる裁判所を探索するべく多数の申立てを行うこと自体、民事裁判手続を正当に利用しているとはおよそ評価できず、このような申立ては、訴権を濫用する不当な申立てとして、速やかに却下されるべきである。

第 3 人格権侵害の具体的危険とその判断枠組み

1 主張疎明責任の所在について（債権者ら準備書面 6 第 7）

（1）債権者らの主張

債権者らは、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最一小判平成 4 年 10 月 29 日・民集 46 卷 7 号 1174 頁。以下、「伊方最高裁判決」という）は、客観的主張立証責任を事実上転換したものと述べた上で、複数の裁判例を引用して、「裁判所は、住民が人格権侵害を根拠に危険施設の運転等の差止めや行政処分の取消し等を求めた裁判において、行政訴訟において民事訴訟においても、当事者の実質的公平を確保すべく、立証事項を適切に定

め、立証責任を適切に分配してきた。本件においても、同様の配慮がなされなければならない」旨主張する（債権者ら準備書面 6、78～83 頁）。

（２）本件仮処分は民事裁判であること

ア しかしながら、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分という行政処分の取消訴訟において、被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理判断がなされた行政訴訟の判決であり、債権者らの引用する判示部分は、行政処分の取消訴訟という特質を踏まえてなされたものとみるべきである。すなわち、行政処分の取消訴訟は、行政庁が行政法規に定める処分要件を満たす具体的事実を認定した上で行った行政処分に対して、裁判所がその適法性を事後的に審査するという構造を有する訴訟であり、行政庁による認定判断が対象となる。この認定判断は、当然ながら処分要件に即して行われるものであって、処分要件と関係のない事項にわたることはない。また、行政庁による調査審議及び判断の過程や内容等については、行政庁自身が行政過程で作成し、保持している文書等で容易に立証することができる。伊方最高裁判決が、まず被告行政庁において、被告行政庁の判断に不合理な点がないことの主張立証が必要と判示したのは、こうした特質を踏まえたものと解される。

これに対し、本件仮処分は民事裁判であり、行政処分の取消訴訟に関する上述の特質を有するものではない。すなわち、本件仮処分の訴訟物は、人格権に基づく妨害予防請求権としての本件発電所の運転差止請求権であり、同請求権の発生を根拠付ける要件事実は、原子力発電所である本件発電所の運転に伴う人格権侵害の「具体的危険性」、つまり、本件発電所が具体的にどのような点において安全性に欠け、その運転により債権者らの生命、身体にどのような被害が及ぶ具体的危険があるのか等といった点に関する具体的事実であり、債権者らは、こうした要件事実と関連付けられる限り、原子炉設

置変更許可等の行政処分の処分要件や行政庁である原子力規制委員会の認定判断の内容に捉われることなく、事実関係を広く主張疎明することができるという特質が認められる。このような特質を有する関係上、債務者は、債権者らが将来民事裁判で採り上げ得るいかなる主張疎明についても、その観点も含めてあらかじめ網羅的に検討、判断を経ているという状況にあるとは限らず、その採り上げ方如何によっては、原子力規制委員会による新規制基準の適合性確認を経た債務者であっても、別途主張疎明の準備が必要となる場合も当然あり得ることになる。

このような差異が認められる以上、伊方最高裁判決における主張立証責任に関する判示が本件仮処分のような民事裁判にそのまま妥当するものとはいえない。答弁書 36～37 頁で述べたとおり、民事裁判である本件仮処分の申立てについては、一般原則に従い、債権者らにおいてその主張疎明責任を負担するべきである。

イ この点に関して、広島高裁令和 3 年 3 月 18 日決定は、行政訴訟である伊方最高裁判決の「審理判断基準を本件（仮処分事件：引用者注）の判断に直ちに持ち込むことは相当でないと考える。したがって、当裁判所としては、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきであり、この疎明責任は、民事保全事件の原則のとおり、債権者らが負うべきである」と判示している（乙 26、141～142 頁）。

加えて、広島地裁令和 3 年 11 月 4 日決定は、「具体的危険をめぐる評価が合理性を有することについて債務者に主張、疎明責任を負わせ、それが遂げられているかを裁判所が審査するということは、結局のところ、原子力規制

委員会による多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程を、そのような知見を持ち合わせていない裁判所が事後にやり直すことと実質的には等しいことになる。しかし、そのような司法審査のありようは・・・相当でないといわねばならない」とした上で、「原子力規制委員会の判断に不合理な点があることの主張、疎明責任については、債務者の側において、まず、新規制基準並びに原子力規制委員会における調査審議及び判断の過程等、原子力規制委員会の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明すべきであり、債務者がその主張、疎明を尽くさない場合には、原子力規制委員会がした上記判断に不合理な点があることが事実上推認されるところは・・・相当でない。・・・司法審査の在り方（最高裁判所平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁参照）は、国及び処分行政庁（原子力規制委員会）を被告とする本件原子炉をめぐる設置変更許可処分の取消しを求める抗告訴訟において採用されるべき筋合いである」とし、結論として、「本件は民事保全事件であって・・・具体的危険、ひいてはそのような評価を根拠づける具体的事実、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件原子炉運転差止請求権を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実であると解されるのであるから、その法律効果の発生によって利益を受ける債権者らに主張、疎明責任があると解するべきである」と判示している（乙27、67～68頁）。

（３）伊方最高裁判決は客観的主張立証責任を転換したものではないこと

上記（２）で述べた点は措くとしても、伊方最高裁判決は、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある」、被告行政庁

が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と判示している（下線は引用者による）。この「主張、立証する必要」とは、債権者らのいう「客観的主張立証責任」とは明確に区別されるものであり、訴訟の進行状況につれて裁判所の心証が不利に傾くことにより、事実上主張立証が必要となるということにすぎない。客観的主張立証責任が転換されるものでないことは、その主張立証ができない場合の効果として、「事実上推認される」と判示されていることから明らかである。これが同判決の主張立証責任に関する判示内容についての一般的な理解である。

伊方最高裁判決は、上記引用の判決文の前の部分において、「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解される」と明快に判示しており、最高裁調査官による最高裁判所判例解説（乙 154）も、同判決が判示するとおり、客観的主張立証責任の所在が原告にある旨を説いているのである（乙 154、424～425 頁）。

以上のとおり、本件仮処分では、債権者らが、具体的危険性があることについて主張、疎明を行わなければならない、かかる主張、疎明ができない場合に債権者らの請求が却下されるべきことは当然である。

（４）「主張、立証する必要」の内容

なお、本件仮処分において、仮に上記の伊方最高裁判決における判断枠組みが適用されとしても、その場合の「主張、立証する必要」の内容は、同判決の判示するところとは異なる。

すなわち、新規制基準に適合する原子炉施設を設計、建設し、運転するのは原子力事業者であるから、原子炉施設の新規制基準への適合性については、住

民らと原子力事業者との間で証拠の偏在があるといい得るかもしれない。

しかしながら、新規制基準自体の合理性や原子力規制委員会（行政庁）の審査及び判断の合理性に関しては、債務者は、自ら基準を定立しそれに基づいて審査を行う行政庁ではなく、行政庁の審査を受ける事業者にすぎない。そのため、新規制基準そのものの合理性や原子力規制委員会（行政庁）の審査及び判断の合理性については、民事裁判の当事者である住民らと原子力事業者との間に実質的公平を害するほど証拠が偏在しているとは考え難い。なお、新規制基準適合性審査会合を含む原子力規制委員会の会合やその資料等はウェブサイト等で公開されており、一般に容易にアクセス可能である（答弁書 137～154 頁）。

以上に鑑みれば、本件仮処分において、仮に事業者たる債務者が一定の主張、疎明を行うべきとの前提に立ったとしても、当該主張、疎明すべきは「本件発電所が、原子力規制委員会が策定した安全性の基準に適合すること」に限られるべきであり、新規制基準の合理性の有無（合理性を欠くこと）や、原子力規制委員会が行った審査及び判断の合理性の有無（合理性を欠くこと）は、債権者らが自ら主張、疎明しなければならない。

この点に関して、大阪高裁平成 29 年 3 月 28 日決定が的確に判示している。すなわち、同決定は、「まず、抗告人（事業者：引用者注）において、本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準（新規制基準：引用者注）に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、本件各原子力発電所が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、相手方らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが事実上推認されると解される。一方、抗告人において本件各原子力発電所が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、相手方らにおいて、原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性

を欠くことにより、本件各原子力発電所が安全性を欠くことを主張立証する必要があるというべきである」と判示しており（乙 24、90 頁。なお、大阪高裁令和 2 年 1 月 30 日決定（乙 29、8～9 頁）、及び大阪地裁令和 4 年 12 月 20 日決定（乙 155、77～78 頁）において同旨）、債務者の上記主張と平仄を同じくするものである。

また、福岡高裁平成 28 年 6 月 27 日判決・公刊物未登載（乙 156）も、『本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人（事業者；引用者注）は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発 3 号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる』とした原判決の判示は相当」と判示している（乙 156、10 頁）。

以上のとおり、仮に債務者が一定の主張、疎明をしなければならないとの前提に立つとしても、その主張、疎明の対象は、本件発電所が新規制基準に適合していることに留まる。

もっとも、債務者は、上記の考え方にかかわらず、本件仮処分において、本件発電所の安全性に関してこれまで積極的に主張疎明を行っており、今後行う所存である。

2 深層防護と具体的危険の判断との関係（債権者ら準備書面 6 第 3 の 9～10、同 7 第 3 の 1～2）

（1）債権者らの主張

債権者らは、原子力事故による被害に言及するなどした上で、国際原子力機関（IAEA）におけるいわゆる深層防護の考え方（「前段否定」・「後段否定」）を引き合いに出し、「第 1 ないし第 5 の防護レベルが用意されていない場合には、その点だけをもって、当該原発に内在する『危険性』が除去されず高度の安全が確保されたとは法的に評価し得ないから、『人格権侵害の具体的

危険』の存在が肯定されなければならない」と述べる（債権者ら準備書面 6、20 頁）。そして、「複数の防護レベルを用意するだけでなく、それらの防護レベルが独立して有効に機能すること」が必要であり、「各防護レベルが独立して有効に機能する上で不備がある場合には、原発の再稼働に内在する『危険性』が十分に除去できたとはいえず、高度の安全が確保されたとはいえないから、『人格権侵害の具体的危険』の存在も肯定されなければならない」と主張する（同、21 頁。そのほか同様の主張について債権者ら準備書面 7、14～17 頁）。加えて、船舶安全法等の他の法律を持ち出しつつ「原子炉等規制法は、原子力災害防止のための原子力事業者の法的義務として、深層防護の第 5 層までの防護手段を求めている」と述べる（債権者ら準備書面 7、17～21 頁）。

しかしながら、本件仮処分のような、原子力発電所の運転差止請求にかかる民事裁判において審理されるべきは、あくまでも債権者らの人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かである。そして、これまで債務者が述べてきたとおり、様々な安全対策により、本件発電所における安全性は十分に確保されており、本件発電所において重大事故等が発生し、放射性物質の異常放出等が生じて、債権者らの人格権が侵害される具体的危険性が認められることはない。答弁書等で述べたとおり、債務者は、本件発電所において、新規制基準の要求を踏まえた安全確保対策に加え、より一層の安全性向上対策も講じている（答弁書 68～136 頁）。これらの対策は、深層防護の考え方における第 1 層から第 4 層の防護レベルに該当するものであるが、こうした十分な安全対策を一切考慮せず、放射性物質の異常な放出等が生じる具体的危険性の有無を論じることなく、単に各層が独立して有効に機能しなければ直ちに人格権侵害の具体的危険があるとする債権者らの主張は、深層防護の考え方と具体的危険性の有無の判断との関係を正解しないものであり、失当である。

以下では、まず（２）深層防護の考え方について概覧し、（３）具体的危険

性の判断との関係性について述べた上で、(4) 深層防護と具体的危険との関係に関する債権者らの主張に反論するとともに、(5) 債権者らが自身の主張の補強材料として掲げている日本原子力発電株式会社の東海第二発電所の運転差止請求を認容した水戸地方裁判所令和3年3月18日判決（以下、「水戸地裁判決」という）の問題点を指摘する。次に、(6) ないし(8) で原子炉等規制法等の誤った理解に基づく第5層の解釈等に関する債権者らの主張に反論する。

(2) 深層防護の考え方について

ア 総論

深層防護とは、一般に安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意し、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるものであるところ、原子力発電所は、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対する大きなリスク源であり、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を着実に防ぐため、従来から深層防護の考え方を適用することが有効とされている（乙 28、67 頁）。IAEAは、原子力発電所に関して5層からなる深層防護の考え方を示しており（乙 157の1、「IAEA Safety Standards for protecting people and the environment Safety of Nuclear Power Plants: Design Specific Safety Requirements No. SSR-2/1 (Rev. 1)」、乙 157の2、「IAEA安全基準 人と環境を防護するために 原子力発電所の安全:設計 個別安全要件 No. SSR-2/1 (改訂1)」6～8 頁）、その概要は図表1のとおりである。

深層防護レベル	目 的	必須の手段	原子力規制委員会 ※ 内閣府
第1層	そもそも異常を生じさせない対策	自然現象を考慮した立地・設計、保守・運転の品質向上	
第2層	プラント運転中に起こりうる異常がおきても事故に発展させない対策	監視・制御系統・設備を設置	
第3層	設計上想定すべき事故が起きても炉心損傷等に至らせない対策	事故に応じた設備、対応手順書の整備	
第4層	設計上の想定を超える事故(シビアアクシデント)が起きても炉心損傷や格納容器破損を防止する対策	シビアアクシデント対策及び対応	
第5層	放射性物質の放出による外部への影響を緩和するための対策	住民避難等による放射線防護対策、その事前準備としての避難計画の策定、充実・強化	※ 内閣府

※第5層については、原子力規制委員会として原子力災害対策指針の策定等の役割を担っている

【図表1 IAEAの深層防護の考え方】¹

原子力規制委員会は、かかる深層防護の考え方を踏まえて新規制基準を策定しており、設置許可基準規則²第2章「設計基準対象施設」の規定は第1から第3までの防護レベルに相当する事項を、同規則第3章「重大事故等対処施設」の規定は主に第4の防護レベルに相当する事項をそれぞれ規定しているとされている（乙28、69頁、乙33、乙82）。そして、債務者は、設置許可基準規則等の新規制基準の要求を踏まえ、本件発電所につき、多様な安全確保対策及びより一層の安全性向上対策の充実によって、その安全性を十分に確保していることはこれまで述べたとおりである（答弁書68～136頁）。これを設置許可基準規則との関係で述べると、まず同規則第2章「設計基準対象施設」の規定は、答弁書第7章及び第8章第2（本件発電所の安全確保対策）で述べた対策に概ね対応する。また、同規則第3章「重大事故等対処施設」の規定は、答弁書第8章第3（より一層の安全性向上対策）で述べた対策に概ね対応する。このように、債務者は、新規制基準の下、本件発電所において第1層から第4層の防護レベルに相当する対策を適切に講じており、これ

¹ 出典：原子力規制委員会ウェブサイト（<https://www.nsr.go.jp/data/000145528.pdf>）

² 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。

らの対策は、答弁書 151～154 頁等で述べたとおり、原子力規制委員会において新規制基準に適合していることが確認されている。

他方、我が国の法制度上、避難計画等、第 5 の防護レベルに関する事項については、災害対策基本法（以下、「災対法」という）及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という）に基づく措置が取られることとされており（乙 28、76 頁）、この点については債務者主張書面（7）にて詳述する。

イ 前段否定・後段否定の概念について

深層防護の考え方の基礎となる「前段否定・後段否定」の概念は、異常や事故の発生・拡大を防止し、その影響を低減するため多段的な安全確保対策を立案・計画するに当たって、各防護レベルにおける対策をそれぞれ充実した十分な内容とするために、あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策は奏功せず、後続の段階の対策には期待できない、との前提を無条件に置くものである。換言すると、各防護レベルでの対策は、それらの対策を合わせることにより（前段階の対策と合わせることにより）初めて安全確保が図られるというものではなく、また、各防護レベルの対策は、後続の段階の対策に期待せず、当該段階で確実に異常や事故の発生・拡大等を防止するのに十分な対策を講じるべきであるとの考え方にあえて立脚して設備の設計等を行うことにより、各段階の対策が十分な内容となるように意図したものである。

この点については、一般社団法人日本原子力学会標準委員会が深層防護の考え方についてまとめた「原子力安全の基本的考え方について 第Ⅰ編 別冊深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート」（乙 158）において、「各レベルの十分な対策を前提にして、あえてその効果が十分でなかった場合に備えて対策を多層にするという考え方である。現実には事故が起きた場合には、あるレベルの取り組みが不十分であったことが事後に分析されるが、事前の

計画としては、可能な限りの知見を駆使して対策をとっておくという考え方である」(同4頁。傍点は引用者)と説示されているとおりである。

また、高浜発電所3、4号機を対象とした大阪高裁平成29年3月28日決定においても、「深層防護の考え方の基礎である『前段否定』、『後段否定』という概念は、異常や事故の発生・拡大を防止し、その影響を低減するために多段的な対策を立案にするにあたって、あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策は奏功せず、後段の対策には期待できないとの前提を無条件に置くものであり、このような無条件の前提をあえて置くことにより、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものと見える」と判示されている(乙24、338～339頁)。

(3) 具体的危険性の判断について

上記(2)で述べた深層防護の考え方に対し、本件仮処分は人格権に基づく妨害予防請求権を根拠として本件発電所の運転差止めを求める民事上の差止請求であり、かかる請求が認められるためには、本件発電所において債権者らの人格権侵害、すなわち重大事故等を起こす具体的危険性が存在することが必要である。この具体的危険性の有無を判断するに当たっては、当然のことながら、本件発電所において、深層防護の考え方を踏まえて講じられている多様な安全対策を考慮しなければならない。その上で、本件発電所において、各層の防護レベルのうちいずれかに不備があったとしても、そのみをもって直ちに具体的危険性が認められるのではなく、いかなる欠陥に起因して、どのような機序で、債権者らの人格権を侵害するような放射性物質の異常放出等が生じるに至るのが具体的に示されなければ、具体的危険性の存在が認められるべきものではない。そして、その判断に際しては、現実にかかる欠陥が顕在化してそのような機序を辿る蓋然性があるのが、科学的、専門技術的知見を踏まえて検討される必要がある。

すなわち、債権者らが各論と称して述べるように、深層防護の観点を用いて、第1層から第3層の防護レベルに相当する対策の当否を問題視するのであれば、第1層から第3層の防護レベルに相当する対策が機能しない蓋然性だけでなく、そのような場合に第4層の防護レベルに相当する対策もまた機能せず、その結果として放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する蓋然性が具体的に問われるべきである。

また、第5層の防護レベルに相当する対策の当否を問題視する場合は、その前提として第5層の防護レベルが機能すべき事態に陥る具体的な蓋然性、すなわち、第1層から第4層までの防護レベルに相当する安全対策がすべて機能せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する蓋然性がまず問われるべきである。

このように、本件発電所において放射性物質の異常放出により債権者らの人格権を侵害する具体的危険があるか否かを判断するに当たっては、第1層から第4層の防護レベルに相当する安全対策がすべて機能せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する蓋然性が問われるべきであって、第1層から第4層までの防護レベルのいずれか1つが有効に機能しないことだけをもって直ちに具体的危険が認められるべきではない。そのような場合に直ちに具体的危険を認めるべきというのは、結局のところ、抽象的・潜在的な危険をもって具体的危険を肯定するに等しく、明らかに不合理である。

(4) 深層防護と具体的危険との関係に関する債権者らの主張について

ア 各論1（大規模な自然災害の想定）について

債権者らは、一般論として原子力発電所が有する安全上重要な機能を有する装置（安全装置）について触れた上で、「安全装置が同時に機能を失うなどして安全確保対策が失敗し・・・放射性物質の閉じ込めにも失敗した場合には、大量の放射性物質が外部に放出され、深刻な災害を引き起こすことにな

る」とし、「安全確保対策の要である各安全装置が複数同時に損傷するような大規模な自然災害をカバーした想定に基づき第1から第3の防護階層の安全確保対策が行われていない場合には、上記自然災害による各安全装置の複数同時損傷という危険性を除去できず、高度な安全が確保されたと法的に評価できない結果、そのことのみをもって『人格権侵害の具体的危険』の存在が肯定されなければならない」と主張する（債権者ら準備書面6、22頁）。

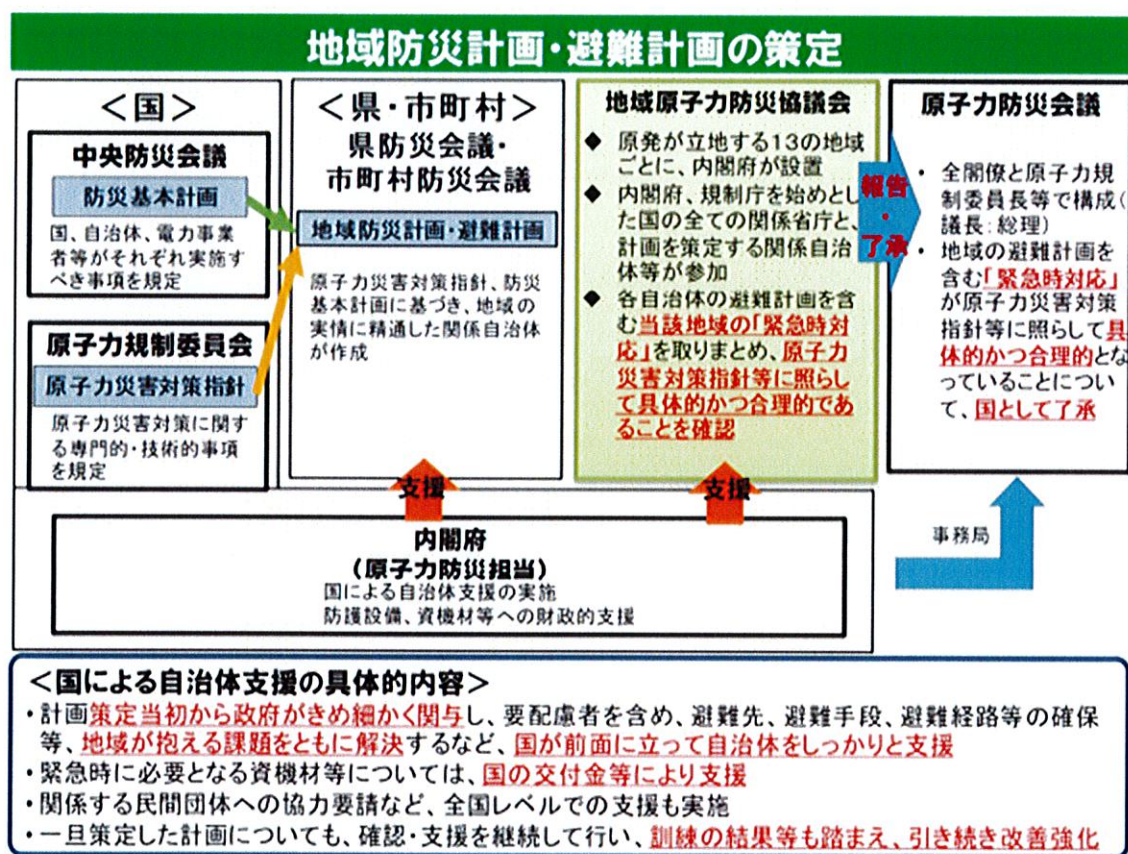
しかしながら、債務者は、前述のとおり、本件発電所において、深層防護第1層から第3層までの防護レベルに相当する安全確保対策を適切に講じているのに加えて、福島第一原子力発電所事故後に制定された新規制基準を踏まえ、深層防護第4層の防護レベルに相当する、より一層の安全性向上対策を充実させている。この第4層の防護レベルに相当する安全対策が機能するか否かを問うことなく、第1層から第3層までの防護レベルに相当する対策が機能しないことのみをもって人格権侵害の具体的危険を認めるのは、明らかに誤った判断であり、債権者らの主張には理由がない。

イ 各論2（避難計画の策定）について

（ア）債権者らは、第5の防護レベルに相当する避難計画について、「実効性ある避難計画が策定されているか否かについても、他の防護レベルの安全確保対策と同様に問題とされなければなら」ず、「実効性ある避難計画が策定されているといえるか否かを判断するにあたっては・・・策定された避難計画だけで独立して有効に機能するといえなければならない」と主張する（債権者ら準備書面6、23頁）。

しかしながら、上記（3）で述べたとおり、仮に深層防護の第5層の防護レベルが欠けるところがあったとしても、そのことのみをもって債権者らの人格権侵害の具体的危険性があると判断することは失当である。

(イ) 上記(2)のアで述べたとおり、第5層の防護レベルに該当する、国や地方公共団体の避難計画を含む原子力災害対策は、原子炉等規制法に基づく原子力事業者に対する規制の枠組みの下で実施されるものではなく、災対法に基づく防災基本計画(原子力災害対策編)(災対法34条1項)、及び原災法に基づく原子力災害対策指針(原災法6条の2第1項。以下、「原災指針」という)による枠組みの下で実施される(乙28、70～80頁、図表2)。



【図表2 国による避難計画等の具体化・充実化支援等の全体図(乙28、80頁)】

原災法は、原子力災害対策に関する原子力事業者、国、及び地方公共団体の責務を定め、原子力事業者、国、及び地方公共団体は、各々の責務に

応じて、原子力災害対策を実施している。

まず、原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとされ（原災法 3 条）、原災指針に基づき、原子力事業所毎に、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、原子力防災組織の整備、原子力防災資機材の確保等を行っている。

また、国は、国民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされ（原災法 4 条 1 項、災対法 3 条 1 項）、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講じている。

そして、地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成するなどの責務を有するとされ（原災法 5 条、災対法 4 条 1 項及び 5 条 1 項）、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原災指針に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、応急対策を実施するための体制構築、緊急時における情報連絡体制の整備等を行っている。

このように、原子力事業者は原子力災害の発生・拡大の防止及び復旧のため、国及び地方公共団体は国民・住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、各々の責務に応じて、それぞれ防災計画の作成や防災体制の構築等を行っている。

また、原子力事業者、国、及び地方公共団体は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互

に連携、協力している（原災法 6 条）。その一例として、府県域を越えた広域避難等の課題については、国の積極的な関与の下、原子力防災会議の下に地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、関係者で検討して解決が図られている。

以上のとおり、第 5 層の防護レベルに関する事項については、「災害」の一形態としての「原子力災害」として、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災対法及び原災法によって措置されている一方で、原子炉等規制法における設置許可基準規則の要求事項とはされていない（乙 28、71～72 頁）。また、原災法上、原子力事業者には原子力事業者防災業務計画の作成及び修正が求められており（同法 7 条 1 項）、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、同計画が原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときには、同計画の作成又は修正を命ずることができる（同条 4 項）とされ、さらに、原子力事業者がかかる命令に違反した場合には、設置許可の取消し又は 1 年以内の運転停止を命ずることができる（原子炉等規制法 43 条の 3 の 20 第 2 項 22 号）とされている（乙 28、72～75 頁）。

このように、法規制上、債権者らが指摘する第 5 層の防護レベル（避難計画を含む緊急時対応）の内容の当否は、そもそも原子力発電所を運転するための規制条件とされておらず、仮に原子力事業者防災業務計画に不備があったとしても直ちに原子力発電所の運転停止が求められるものではなく、同計画を修正する機会が与えられている。このことは、法規制上も、第 5 層の防護レベル（避難計画を含む緊急時対応）の不備それ自体が直ちに放射性物質の異常放出や周辺住民の人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではないと評価されていることの証左であり、この点からも、債権者らの主張が誤りであることは明白である。

(ウ) また、原子力発電所における安全対策の充実を期すことを目的とする前段否定・後段否定の概念を形式的に用いて、前段階の対策が奏功しないことを当然の前提として、後続の段階の対策の不備をもって人格権侵害の具体的危険性に結びつけるのは、結局のところ、抽象的、潜在的な危険性をもって本件発電所の運転差し止めを求めるに等しく、到底受け入れられる議論ではない。

そして、本件発電所においては、多様な安全確保対策によって、その安全性は十分に確保されているうえ、より一層の安全性向上対策を充実させており、放射性物質の異常な放出等が生じる具体的危険性がそもそも認められない。したがって、仮に債権者らが、第5層の防護レベル（避難計画を含む緊急時対応）の不備を指摘して、人格権侵害の具体的危険が存在すると主張するとしたとしても、当該主張が認められるべき理由はない。

(エ) 以上の点に関しては、債務者の運転する原子力発電所のうち、大飯発電所3号機及び4号機を対象とした名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決において、「少なくとも人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差し止め請求が認められるというべきである。・・・1審原告らは、福井県やおおい町の作成した地域防災計画等による防災対策の内容を縷々論難するが、上記のとおり、人格権に基づく原子力発電所の運転差止め請求の当否を考えるに当たって、基本的には避難計画の策定や内容の是非は争点とならないこと、加えて、本発

電所における安全確保対策、ないし異常の発生・拡大の防止対策、重大事故等対策に不合理な点はないことなどのこれまでの説示に照らせば、上記に1審原告らの指摘を検討する必要はない」(乙25、178～180頁)と的確に判示されているところである。

また、本件発電所を含む債務者の運転する原子力発電所を対象とした、大阪地裁令和3年3月17日決定(令和2年(ヨ)第386号、裁判所ウェブサイト掲載)においても、「原子力発電所の安全設計では、複数のレベルを独立して考える深層防護の概念に基づき、5層の防護レベルを設定すべきであるとされており、そのうち最後の層である第5層が、放射性物質が原子力施設外に放出されることを前提とした避難計画ということになる。しかしながら、こういった深層防護の概念、ないし同概念に基づく安全設計は、飽くまでも予防的な観点から防護を確実なものとするために求められるものであって、第5層の防護に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということを意味するものであるとは認められない」と述べた上で、「第5層の防護手段が反映されていない新規制基準により本件各原子炉が設置変更許可処分を受けているとしても、これを原子炉等規制法の定めに反する違法な許可処分ということとはできず、ひいては債権者らの人権が侵害される具体的な危険があるということもできない」とも、的確に判示されている。

(5) 水戸地裁令和3年3月18日判決について

ア 債権者らは、債権者らの主張と同じ判断を示しているとして、水戸地裁判決を引用する。しかしながら、水戸地裁判決は、深層防護について正解せず、人格権侵害の具体的な危険性の存否に関して矛盾した判断を行った点で誤りがあるため、以下において指摘しておく。なお、債権者らは、債権者ら準備書面7において、札幌地裁令和4年5月31日判決を引用するが、当該判決

についても同様の指摘が妥当する。

イ 水戸地裁判決は、「発電用原子炉施設の周辺住民等は、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、その運転中の事故等によって放射性物質が周辺環境に放出され、被ばくにより生命、身体を侵害される具体的危険が存在する場合には、当該発電用原子炉施設の運転が生命、身体に係る人格権を違法に侵害するおそれがあるものとして、人格権による妨害予防請求権に基づき、当該発電用原子炉施設の運転の差止めを求めることができる」（甲 57、173～174 枚目）と判示し、また、原子炉の設置（変更）許可等の原子炉等規制法に基づく許認可がされている場合には、それぞれの許認可の要件に係る安全性が備わっているものと認めるのが相当である（同 178 枚目）と判示した。

その上で、東海第二発電所の地震に対する安全確保対策（【争点 3】、【争点 4】）、津波に対する安全確保対策（【争点 5】）、火山（気中降下火砕物）に対する安全確保対策（【争点 6】）、事故防止に係る安全確保対策及びその実効性を確保するための対応（【争点 7】）、東海再処理施設との複合災害の危険性（【争点 9】）については、「新規制基準に不合理な点があるとは認められず、原子力規制委員会の適合性判断について看過し難い過誤、欠落があるとも認められないから、これらの防護レベルの安全対策について欠けるところがあるとは認められない」（同 511 枚目）とした。他方、東海第二発電所に係る避難計画等に関する状況については、「本件発電所の P A Z 及び U P Z において、原子力災害対策指針の想定する段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にあるといわざるを得ず、P A Z 及び U P Z 内の原告らとの関係において、避難計画等の深層防護の第 5 の防護レベルは達成されておらず、P A Z 及び U P Z 内の避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難と

考えられる」(同 500 枚目)と述べて、「安全対策に欠けるところがあり」(同 512 枚目)、結論として人格権侵害の具体的危険性があるとした。

ウ 水戸地裁判決の上記判示には明らかな矛盾があり、およそ本件仮処分における判断の礎とされるべきものではない。すなわち、水戸地裁判決は、東海第二発電所の地震に対する安全確保対策、津波に対する安全確保対策、火山に対する安全確保対策、事故防止に係る安全確保対策等にいずれも欠けるところがないと認定しているのであるから、東海第二発電所の運転に伴って放射性物質を環境に異常に放出する重大な事故が現実が発生する蓋然性は認めていない。

それにもかかわらず、放射性物質が環境に異常に放出される事態を想定して被害の低減(減災)のために行われる原子力災害対策の一環である避難計画に欠けるところがあるとして人格権侵害の「具体的危険性」があるとするのは、東海第二発電所の運転に伴って放射性物質を環境に異常に放出する重大な事故が現実が発生する蓋然性を認めないまま人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」を肯定することに帰着する。水戸地裁判決のこのような判断は、上記の「発電用原子炉施設の周辺住民等は、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、その運転中の事故等によって放射性物質が周辺環境に放出され、被ばくにより生命、身体を侵害される具体的危険が存在する場合には、当該発電用原子炉施設の運転が生命、身体に係る人格権を違法に侵害するおそれがあるものとして、人格権による妨害予防請求権に基づき、当該発電用原子炉施設の運転の差止めを求めることができる」(傍点は引用者)という自らの判示と明らかに矛盾する判断であって、およそ本件仮処分における判断の礎とされるべきものではない。

エ また、水戸地裁判決は、「第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはでき（ない）」（同176枚目）との判断基準を立てるに当たり、「原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難といわざるを得ない。そこで、周辺住民に対して大きなリスク源となる発電用原子炉施設が、予測の不確実さに対処しつつリスクの顕在化を防いで安全性を確保するための方策として、深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAは第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用している」との前提に立って、「我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえる」ことを理由に、「深層防護の第1から第5までの防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである」としている（同175～176枚目）。

しかしながら、この判示部分は、水戸地裁判決の根本的な誤りを示すものといえる。すなわち、深層防護の考え方の基礎にある「前段否定・後段否定」の概念は、既に述べたとおり、原子力発電所の安全設計上、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものである。これに対し、人格権等に基づく妨害予防請求権を根拠として原子力発電所の運転差止請求では、このような深層防護の考え方を踏まえて設計、建設された原子力発電所において、各段階の安全対策が具体的にどのような原因ないし機序によって奏功せず、人格権等の侵害を招くような重大事故等を起こす蓋然

性があるのかが、具体的危険性の存否という観点で正面から問われることになるのである。水戸地裁判決は、「前段否定・後段否定」の概念に対する理解を誤り、その結果、人格権侵害の具体的危険性の存否に関する判断を誤ったものといえる。

オ このように、水戸地裁判決は、原子力発電所における深層防護の概念について正解せず、人格権侵害の具体的危険性の存否に関して矛盾した判断を行ったという点で重大な誤りがある。

なお、水戸地裁判決の誤りについて債務者が指摘している点については、債務者を含む各原子力事業者の原子力発電所に関する過去の裁判例においても、以下のとおり同旨の判示がなされている。

(ア) 広島高裁令和3年3月18日決定・裁判所ウェブサイト(乙26、264～265頁)

同決定は、原子力関連法令について説明の後、「本件は、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉の運転差止めを求めるものであり、その運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があるといえなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきである。そうすると、債権者らの指摘する避難計画等の不備により上記具体的危険があるといえるためには、これらの点に加えて、そもそも本件原子炉が債権者らのいう『過酷事故』を発生させる具体的危険があることが疎明されなければならない。しかるに、本件においては、前記2、3で検討したとおり、本件原子炉が債権者らのいう『過酷事故』を発生させる具体的危険があることが疎明されていないから、債権者らの指摘する避難の困難性等を理由として、本件原子炉の運転差止めを命じることはできないというべきである」と判示して

いる。

(イ) 福岡高裁令和元年 9 月 25 日決定（平成 30 年（ラ）第 135 号、公刊物未登載、乙 159、76～77、88～89 頁）

同決定は、原子力関連法令についての説明の後、「以上のような法令等の規定からすれば、原子力災害の発生の防止及び拡大の防止等について原子力事業者は第一次的な責務を負うものの、当該原子力事業所において必要な措置を講じることが前提とされており、当該原子力事業所周辺住民の生命又は身体を原子力災害から保護するための避難等を含むいわゆるオフサイトの災害対策は、市町村、都道府県及び国（原子力防災会議、原子力対策本部）が担うものとされ、このうち周辺住民の避難等については、避難計画の作成及び避難の勧告又は指示を含めて、基本的に市町村の責務とされているということが出来る。そして、これらのいわゆるオフサイトの災害対策については、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とされず、前記のとおり、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定めるほか、内閣総理大臣とともに原子力事業者による原子力事業者防災業務計画の作成等を規制する権限等を有するにとどまっており、その趣旨については、原子力規制委員会にその専門的、科学的な観点から関与させることとしたものであると解される」と述べた上で、深層防護の考え方について、「深層防護の考え方は、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるものであって、深層防護の考え方により、第 5 層の避難計画の合理性、実効性が求められることになるとしても、人格権に基づく妨害予防請求としての本件各原子炉施設の運転の差止請求の可否を判断するに際し、第 1 層から第 4 層までの防護レベルが機能せず、過酷事故が

発生し、抗告人らの人格権侵害の危険性が存在していることを当然に推認、擬制することまでが求められるものではないというべきである」と判示している。

(ウ) 山口地裁岩国支部平成 31 年 3 月 15 日決定（平成 29 年（ヨ）第 5 号、公刊物未登載、乙 160、295～296、312 頁）

同決定は、原子力関連法令についての説明の後、「原子力災害対策の実施は、国、地方公共団体及び原子力事業者等が相互に連携を図りながら協力しなければならないとされており、原子力事業者も原子力災害対策を実施すべき責務を負うが、住民の避難計画に関しては地方公共団体が策定し、国の行政機関が助言等の必要な措置をとることとされている。このように、地方公共団体が住民の避難計画を策定することは、避難計画については、広域にわたり、地域の実情に応じた対応が必要である上、原子力事業者は、避難計画に従って住民を行動させる権限を有していないことなどの事情に照らすと、実効性のある避難計画を策定する上で最も合理的であるといえる。これに対し、地域の実情等に精通していない規制委員会が避難計画の適否について判断するのは困難であるから、新規規制基準において避難計画が審査の対象となっていなくとも、不合理であるとはいえない」と述べた上で、深層防護の考え方について、「深層防護の考え方により、第 5 層の避難計画の合理性、実効性が求められることになるとしても、その前提として、第 4 層までの防護レベルが機能せず、過酷事故が発生し、債権者らの人格権侵害の危険性が存在していることを当然に推認、擬制することまでが求められるものではないというべきである」と判示している。

(エ) 大分地裁平成 30 年 9 月 28 日決定（平成 28 年（ヨ）第 25 号及び同 26 号、公刊物未登載、乙 161、87、313 頁）

同決定は、原子力関連法令についての説明の後、「このように、我が国においては、原子力防災体制に関する事項については、原子炉等規制法のみならず、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法等との関連によってされることとされ、また、国の各機関、地方公共団体等も含めて防災措置をとることとされているのであるから、原子炉等規制法に基づく原子力事業者の設置する発電用原子炉施設の設置変更許可等に係る基準である新規制基準において、原子力防災体制の整備について直接規定することまでは求められていないというべきであり、新規制基準に原子力防災体制の整備に関する事項が規定されていないことをもって、新規制基準が不合理であるということにはならないというべきである」と述べた上で、債権者らからの避難計画に不備があるとの主張に対して、「これまで認定・説示したとおり、本件原発の有する危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理され客観的に見て安全性に欠けるところがないといえ、その運転等によって放射性物質が債権者らの居住地域を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することの疎明はないから、この具体的危険が存在することを前提とする債権者らの主張を認めることはできない。したがって、大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない（なお、大分県及び同県内の自治体における避難計画については、債務者がそれを独自に策定することはできないから、避難計画が存在しないこと等を理由とする債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険については、債権者らがそれを疎明する必要があるものと解される。）。なお、債権者ら

は、深層防護の考え方においては、各防護階層の独立性が不可欠であり、第4の防護階層（重大事故防止措置）が機能しないことを前提として、第5の防護階層（避難計画）を立てることになるから、第4の防護階層が機能しているとして、直ちに放射性物質が債権者らの居住地域を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在しないということは、深層防護の趣旨を没却する旨主張するが、上記説示に照らせば、そのようにいうことはできない」と判示している。

（オ）大阪地裁令和4年12月20日決定（令和3年（ヨ）第449号、公刊物未登載、乙155、109～110頁）

同決定は、「IAEAの安全基準の一つである『原子力発電所の安全：設計』（SSR-2/1（Rev. 1））が、深層防護の考え方（安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持ったいくつかの障壁である防護レベルを用意し、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるという考え方）に基づき、独立した5つの防護レベルを複数組み合わせた安全基準を策定しており、我が国の原子力規制委員会が公表した『実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について』も、設置許可基準規則が前記の深層防護の考え方を踏まえて策定されたものであることを認めていることからすれば、設置許可基準規則が策定したある防護レベルの安全対策を講ずるに当たっては、その前に存在する防護レベルの対策を前提とせず（前段否定）、また、その後に存在する防護レベルの対策にも期待しない（後段否定）ことが求められるものといえる」と述べた上で、債権者らによる、深層防護の第5レベルである避難計画に不備があるといえる場合には直ちに人格権侵害の具体的危険性についての疎明があるものと認めるべきとの主張に対し、「深層防護の考え方の基礎である『前段否定』『後段否定』という概念は、あえて各々

を独立した対策として捉え、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものであることは明らかであるから、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性のみをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなって相当でないことから明らかである」と判示している。

- （6）原子力基本法等における「確立された国際的な基準」との文言をもって、第5層の防護レベルの内容を原子炉等規制法が要請していると解釈することは不合理であること

ア 債権者らの主張

債権者らは、人格権侵害の具体的危険性が認められる場合について、「社会通念がどのレベルの危険に対して対処を求めているかという基準で考えざるを得ない」、「特段の事情がない限り、法律は社会通念を反映している」とした上で、福島第一原子力発電所における事故を受けて、「改めて深層防護の思想を徹底すべきことが叫ばれ、改正原子力基本法にも、原子力規制委員会設置法にも『確立された国際的な基準』を踏まえるべきことが明記された」が、「その後策定された新規制基準は、第4層を規制の対象としたものの、第5層を規制の対象とせず、合理的な避難計画の策定を原子炉設置（変更）許可処分と関連付けなかった」のであり、「このような・・・経緯を踏まえると、

第5層を規制の対象としなかった新規制基準は、法律の要請を満たすものではないというべきであり、「仮に本件各原発が新規制基準に適合しているとしても、・・・原告らの人格権が侵害される具体的危険は否定できないというのが論理的帰結である」などと主張している（債権者ら準備書面7、14～17頁）。

しかしながら、以下で述べるとおり、債権者らの一連の主張は、原子力関連法令に関する独自の見解に基づくものに過ぎず、理由がない。

イ 債権者らの主張が不合理であること

（ア）原子力基本法2条や原子力規制委員会設置法1条の規定は原子炉等の規制に関する具体的な権利義務の存否及び内容等を定めるものではないこと

債権者らは、原子力基本法及び原子力規制委員会設置法に「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことが記載されたことを根拠として、第5層の防護レベルを第1層から第4層と同じく規制の対象とすることが法律の要請であると主張し、原子炉等規制法の委任を受けて制定された設置許可基準規則等の新規制基準が第5層の防護レベルを規制の対象に含んでいないことは、法律の要請を満たさないものであるなどと結論付けているが、論理が飛躍している。原子力基本法2条や原子力規制委員会設置法1条の規定は、いずれも各法律の基本的理念を表した規定であり、そもそも、当該規定自体が原子炉等の規制に関する具体的な権利義務の存否及び内容等を定めるものではない。

（イ）債権者らは「確立された国際的な基準」の解釈を誤っていること

債権者らは、「確立された国際的な基準」とは、I A E Aが示す第1層の防護レベルから第5層の防護レベルからなる深層防護の考え方（乙28、67～69頁、乙157の1及び乙157の2）であると主張するところ（債権者ら準備

書面7、16頁)、深層防護の考え方を含むIAEAの安全基準は加盟国を法的に拘束するものではなく、各加盟国の規制における参考として使用することができるものとされている。すなわち、第1層の防護レベルから第5層の防護レベルに係るすべての対応を原子力事業者に対する規制に規定することは求められておらず、債権者らが指摘する第5層の防護レベルの避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応についても、原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない。

IAEAの安全基準を取り入れるかなどについては、各加盟国の判断に委ねられており(乙28、65～66頁、70頁、乙157の1、15～16枚目「APPLICATION OF THE IAEA SAFETY STANDARDS」、乙157の2、15～16枚目「IAEA安全基準の適用」)、このようなIAEAの安全基準の位置づけも含めて、「確立された国際的な基準」とされている。

したがって、「確立された国際的な基準」を踏まえるべきという原子力基本法及び原子力規制委員会設置法の文言をもって、我が国において第5層の防護レベルが当然に規制の対象とされているかの如く述べる債権者らの主張には、およそ合理性がない。

ウ 我が国の法体系における第5層の防護レベルの位置づけ

原子力基本法等における「確立された国際的な基準」との文言をもって、第5層の防護レベルの内容を原子炉等規制法が要請していると解釈することが不合理であることは、上記ア及びイで述べたとおりであるが、以下では、我が国の法体系における第5層の防護レベルの位置づけ(対応)について述べておく。

IAEAの安全基準の位置づけを踏まえた我が国の法体系では、原子炉等規制法が、設置許可の要件として、原子炉の設置に必要な技術的能力及び経

理的基礎があること（同法43条の3の6第1項2号）、重大事故の防止に必要な技術的能力その他適確に運転する技術的能力があること（同項3号）、及び原子炉施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（同項4号）等を求め、同法の委任を受けて制定された設置許可基準規則が、重大事故等対策を講じること（第4層の防護レベル）を要求事項とする一方で、所内及び所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画等の整備（第5層の防護レベル）等は、要求事項とされていない。

敷衍すると、第1層の防護レベルから第4層の防護レベルに関する事項は、設置許可基準規則を含む原子炉等規制法全体として、事業者に対する規制を通じて担保することとされる一方で、第5層の防護レベルに関する事項については、我が国の法制度上、「原子力災害」を「災害」の一形態として扱い、国、地方公共団体、及び原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、具体的には、災対法及び原災法によって措置することとされている（乙28、71～72頁）。

このように、我が国の法体系において、第5層の防護レベルは事業者に対する規制の対象と位置付けられておらず、また、上記のとおり、そのことが「確立された国際的な基準」に反しているものでもなく、いずれにしても、債権者らの主張は失当である。

（7）原子炉等規制法が第5層の防護レベルの内容を法的義務として規定していると解釈することは不合理であること

ア 債権者らの主張

債権者らは、原子炉等規制法が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止」することを目的に挙げ（同法1条）、原子炉の設置許可の要件として、「発電用原子炉による災害の防止上支障がないもの」を求める（同法43条の3の6第1項4号）とともに、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による

災害の防止・・・に関し・・・必要な措置を講ずる責務」が原子力事業者の責務として定められている（同法57条の8）ことから、「原子炉等規制法は、原子力災害の防止を原子力事業者の法的義務として定めている」とした上で、「原子炉等規制法に原子力災害の防止手段について何ら限定又は除外するような条項が存しない以上、同法は、規制内容として、第1層から第5層までのすべての手段を求めていると解される」などとして、原子炉等規制法が第5層の防護レベルの避難計画を講じることを具体的な法的義務として規定しているかの如く主張している（債権者ら準備書面7、17～18頁）。

しかしながら、以下で述べるとおり、債権者らの主張は失当である。

イ 債権者らの主張が不合理であること

（ア）債権者らの主張は原子炉等規制法の文言自体に照らして認め難いこと

債権者らが言及している原子炉等規制法の各条文を検討するに、まず、同法43条の3の6第1項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が・・・災害の防止上支障がないものとして・・・基準に適合するものであること」（傍点は引用者による。）と定めている。この点、同号の主語は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」であり、同号で「災害の防止上支障がないもの」とすることを求められている対象が「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」であること（第5層の防護レベルの避難計画が含まれていないこと）は、その文言自体から明らかである。

また、同法57条の8は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止・・・に関し、原子力施設等・・・の安全性の向上・・・に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する」（傍点は引用者による。）と定めており、同条が要求する「必要な措置」は、例示されている「原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置」、「検査の

適正かつ確実な実施」又は「保安教育の充実」のように、原子力施設等に関し原子力事業者が自らの権限と責任で対処できる事項であって、当該措置に第5層の防護レベルの避難計画が含まれていないことも、その文理解釈上明らかである。このように、債権者らが言及する原子炉等規制法の条文解釈として、「災害の防止」に第5層の防護レベルの避難計画の策定までを含めることは明らかに誤りであり、債権者らの主張には理由がない。

(イ) 債権者らが言及する法律全体の仕組みや関連法令の規定等に照らしても債権者らの主張は不合理であること

一般的に、行政法においては、それぞれの条文は孤立して存在するわけではなく、個別条文はそれぞれの法律の目的実現のための道具の一部を形成していると解される。したがって、それぞれの条文の解釈に当たっては、単にその条文の字句にそった解釈を心掛けるだけでは不十分で、その法律全体の仕組みを十分理解し、その仕組みの一部として当該条文を解釈していくことが必要とされ、ときには、関連の他の法律にまで、視野をひろげて考察をしなければならない（乙162、「行政法Ⅰ（第六版）」66頁）。

債権者らは、原子力基本法及び原子力規制委員会設置法の規定をも前提として上記主張を展開していると思われるが、上記（6）で述べたとおり、原子力基本法等の規定から直接、第5層の防護レベルを規制の対象とすべきとの法律の要請が導かれるわけではないし、原子炉等規制法の関連法令である原災法においては、原子力事業者、国、及び地方公共団体に対して、それぞれの責務に応じた原子力災害対策を実施することが求められているのであり、このような原子力関連法令の全体的な仕組みに照らせば、原子炉等規制法の条文の「災害の防止」に、第5層の防護レベルの避難計画が含まれないことは明らかである。

以上述べたとおり、いずれの観点からも債権者らの主張には理由がない。

(8) 船舶安全法及び航空法の規定との対比をもって具体的危険を主張することは不合理であること

債権者らは、船舶安全法及び航空法の定めを摘示して、「船舶や航空機ですら万が一の事故の際の救命設備を備え付けられていなければ航海や運航が許されないのに、原子力発電所が万が一の事故の際の救命手段である適切な避難計画が準備されていなくても運転が許されるという現実が社会通念に反し、社会的に許されない事態であることは明白である」などと主張している（債権者ら準備書面7、20頁）。

しかしながら、原子力関連法令に関する我が国の法体系においては、IAEAが示す深層防護の考え方のうち、第1層の防護レベルから第4層の防護レベルまでに関する事項については、原子炉等規制法により、原子力事業者に対する規制を通じて担保されている一方で、第5層の防護レベルに関する事項については、災対法及び原災法により、国、地方公共団体及び原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされるなど、各防護レベルの特色を踏まえて、それぞれ適切な規制の枠組みが選択されている（乙28、71～72頁）。これに対し、船舶安全法や航空法は、原子力発電所の安全性に関する法令（原子炉等規制法等）とは異なる規制分野における法律で、規制権限を有する行政庁も異なり、また、発生し得る事故の内容やその際に有効な対策も全く異なる。これらの違いを無視して、「事故が起こった時に一定の規模以上の被害が想定される科学技術設備ないし装置については、事故の可能性がいくら小さくても、当該設備ないし装置利用の条件として、万が一の事故に備えて人的損害の発生の回避の措置をとることを求めるのが社会通念であり、そのことが原子力発電所以外分野においては法律上の要請にまで至っている」（債権者ら準備書面7、20頁）などと結論付ける債権者らの主張には、そもそも理由がない。

また、債権者らが言及する船舶安全法及び航空法の具体的な条文を参照しても、いずれも、船舶内の旅客、乗船者及び船員並びに航空機内の旅客及び乗務

員等の生命及び身体等を保護することを目的とし、船舶や航空機それ自体に設置する救命設備や脱出設備等に関する事項（船舶や航空事業者の権限と責任をもって対処できる事項）を許可の基準として採用しているもので、原子力発電所における万が一の事故に備えた周辺住民の避難計画等と同列に論じるべきものではない。

以上のとおり、規制の趣旨・目的や規制内容等の相違を離れて、単純に船舶安全法及び航空法の内容に言及することで、原子力発電所の人格権侵害の具体的な危険性の有無の議論に直接結び付ける債権者らの主張は、あまりに短絡的で失当である。

なお、このような債権者らの主張は、上記（４）イ（エ）で引用した大阪地裁令和3年3月17日決定、及び上記（５）オ（オ）で引用した大阪地裁令和4年12月20日決定に係る事件の債権者らも主張していたところであるが、同決定はかかる主張を排斥している。

第４ 新規制基準の制定経緯・内容等について

１ 福島第一原子力発電所事故の原因について（債権者ら準備書面６第３）

債権者らは、「各号機の主要な設備の具体的な損傷の内容・程度については、地震動によって生じたのか、その後の津波によって生じたのか、区別することは困難であり、いまだ過酷事故に至った原因を究明することはできていない」とし、「国会事故調の報告（甲第５１号証・１３頁）では、地震動により重要な機器・配管系全体が影響を受けた可能性が指摘されている」などと、あたかも地震動が当該事故の原因であるかのように主張している（債権者ら準備書面６、６頁）。

しかしながら、答弁書１３９～１４１頁で述べたように、福島第一原子力発電所事故の原因について、「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」としているのは、債権者らが引用する国会事故調報告書だけであり、この報告書の見解も「安全上重要な設備」の地震による損傷の可能性を示すにとど

まっている。これに対し、政府の原子力災害対策本部や他の事故調査委員会の報告書、一般社団法人日本原子力学会が取りまとめた最終報告書は、いずれも地震動によって福島第一原子力発電所の重要機器に機能を損なうような破損が生じたことを認めておらず、福島第一原子力発電所事故の原因は津波による電源喪失であるとしている。さらに、原子力規制委員会の報告書においても、国会事故調報告書の上記指摘に対して否定的な見解が示されており、また、I A E A の報告書からも明らかなように、津波による全交流電源の喪失が福島第一原子力発電所事故の原因であるというのが国際的な評価である。

このような知見を踏まえれば、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的要因は、地震動による安全上重要な機器の損傷ではなく、津波による全交流電源の喪失であったといえる。

2 原子力規制委員会委員長の発言について（債権者ら準備書面 4 及び同 6 第 5 の 7（7））

債権者らは、原子力規制委員会の田中俊一元委員長の「基準の適合性は見えますけれども、安全だということは、私は申し上げません」との発言を引用し、「その長が原子力規制委員会の義務を投げ出すというのですから話になりません」として、新規制基準の内容や原子力規制委員会による審査制度自体を疑問視している（債権者ら準備書面 4、18 頁、債権者ら準備書面 6、75 頁）。

しかし、この田中俊一元委員長の発言については、絶対安全を求めると結局事故は起こらない、という安全神話に陥ることの反省から、新規制基準に適合した原子力発電所は原子炉等規制法に基づき、運転に求められる安全性が確保されることが確認されたことになるが、そのことが絶対に事故が起こらないという絶対的安全性を有するということではないこと、そのことを念頭に、リスクをできる限り低減させ、安全性向上について追求していく必要があるという主旨を述べたものであり（乙 163 の 1、「決定書（案）」11 頁、乙 163 の 2、「平成 28 年度原子

力規制委員会臨時会議第 10 回会議議事要旨」)、このことは、本人の他の複数の発言からも明らかとなっている(乙 164、「原子力規制委員会記者会見録」1 頁、乙 165、「平成 24 年度原子力規制委員会第 33 回会議議事録」25 頁)。債権者らの主張は、田中俊一元委員長の実際の発言の趣旨を無視した独自の解釈を述べるものに過ぎない。

3 本件発電所における新規制基準適合性審査について(債権者ら準備書面 5)

債権者らは、本件発電所における新規制基準適合性についての原子炉設置変更許可に係る原子力規制委員会の審査について、「規制委員会が・・・『なお、本審査は、1 号炉及び 2 号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しない前提としている』(3 ページ)としている点について、・・・4 機そろい踏みの稼働を規制委員会が、来年の 1・2 号機の再稼働に向けてどのように判断するのか、注目せざるをえません。」(債権者ら準備書面 5、2 頁)などと述べるが、以下のとおり当該主張は債権者らの事実誤認に基づくものである。

債務者が、平成 25 年 7 月 8 日に、本件発電所のうち、高浜 3、4 号機についてのみ原子炉設置変更許可を申請したのは、本件発電所の中で先立って申請の目途が立った高浜 3、4 号機について、まずは新規制基準適合性審査を受けるという観点から、高浜 1、2 号機については運転をしないことを前提に申請を行ったためである。その後、高浜 1、2 号機についても新規制基準への適合に必要な各種対策を実施できる目処がついたことから、債務者は、平成 27 年 3 月 17 日に高浜 1、2 号機を含む本件発電所全体について、原子炉設置変更許可申請を行い、平成 28 年 4 月 20 日に原子炉設置変更許可がなされた(乙 73、答弁書 151～154 頁も参照)。

以上のとおり、原子力規制委員会は、既に高浜 1 号機から 4 号機の稼働を前提として本件発電所の新規制基準への適合性を確認の上、原子炉設置変更許可を下しており、債権者らの主張は、上記の審査経緯を理解しないものである。

第5 地震による過酷事故の危険性について（債権者ら準備書面6第4）

本件発電所の耐震安全性を確保するため、新規制基準を踏まえて、各種の不確かさを適切に考慮して基準地震動を保守的に策定した上で、「安全上重要な設備」のすべてについて、基準地震動に対する耐震安全性を確保していること、経験式の信頼性をはじめとする本件発電所の基準地震動及び耐震安全性に関する債権者らの批判に理由がないことは、答弁書、債務者主張書面（1）及び同（3）第1で述べたとおりである。

債権者ら準備書面6第4における地震による過酷事故の危険性に関する主張については、債務者主張書面（5）で反論する。

第6 使用済み核燃料の危険性について（債権者ら準備書面4及び同6第5）

債権者らは、本件発電所の使用済燃料ピットの安全性を問題視するが、答弁書63～64頁、111～113頁、122～123頁、133～135頁等でも述べたとおり、本件発電所の使用済燃料ピットの安全性は確保されている。

債権者ら準備書面4及び同6第5における使用済み核燃料の危険性に関する主張については、債務者主張書面（6）で反論する。

第7 安全余裕について（債権者ら準備書面7第2）

債権者ら準備書面7第2における安全余裕に関する主張については、債務者主張書面（8）で反論する。

第8 「老朽化」について（債権者ら準備書面7第4）

債務者が本件発電所において原子炉等規制法に基づく高経年化対策を講じるとともに、運転開始から40年以上経過した高浜1、2号機が運転期間延長審査基準に適合していることについて原子力規制委員会の審査により確認され、運転延長認可を受けていることは債務者主張書面（2）で述べたとおりである。

債権者ら準備書面 7 第 4 における「老朽化」に関する主張については、債務者主張書面（8）で反論する。

第 9 放射性物質の異常放出による人格権侵害の具体的危険及び避難計画について

1 債権者田内の人格権侵害の具体的危険について（債権者ら準備書面 6 第 2）

債権者らは、チェルノブイリ原子力発電所事故時にスウェーデンの一部地域で観測された放射線量率の高低を理由に、債権者田内雄司（以下、「債権者田内」という）についても、「本件各原発が重大事故を起こしたときに人格権侵害が生じる蓋然性は極めて高い」などと主張する（債権者ら準備書面 6、4 頁）。

しかし、答弁書でも述べたとおり、債権者田内が過去に大飯発電所 3 号機及び 4 号機の運転差止めを求めた仮処分申立事件の決定（福井地方裁判所令和元年 10 月 16 日）では、「発電用原子炉施設の事故が起こったとき、生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住する者は、当該発電用原子炉の運転の差止めを求め得るというべきである。これを債権者田内についてみると・・・同債権者は、さいたま市内に居住しており、福井県大飯郡おおい町に所在する大飯発電所に事故が起こった場合に、生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるとは想定されない」などと判示して、大飯発電所から約 363 km 離れた場所に居住している債権者田内の人格権侵害の具体的危険を認めず、申立てを却下している（答弁書 12～13 頁、乙 1、8 頁）。

なお、上記申立ての対象となった発電所は大飯発電所 3 号機及び 4 号機であり、本件発電所とは異なるが、債務者の調査によれば、債権者田内は、本件発電所が所在する福井県大飯郡高浜町田ノ浦 1 から約 376km 離れた場所に居住している。その距離が、大飯発電所からの距離と同等又はより離れていることからすれば、債権者田内の生命、身体等に対する被害が生じることは想定されない。

また、このように本件発電所から極めて遠方に居住している債権者田内に対して、いかなる原因及び機序で人格権侵害の危険が及ぶのかということについて、

債権者らは、何ら具体的な主張疎明をしていない。したがって、本件仮処分において、債権者田内に人格権侵害の具体的なおそれがあるとはおよそ認められない。

したがって、少なくとも債権者田内による本件仮処分の申立ては、その余の点について判断するまでもなく却下されるべきである。

2 避難計画について（債権者ら準備書面7第3の3）

避難計画を含む原子力災害対策の概要については、第3の2（4）イで述べたとおりである。

債権者ら準備書面7第3の3における避難計画に関する主張については、債務者主張書面（7）で反論する。

第10 保全の必要性について（債権者ら準備書面6第6）

1 債権者らの主張

債権者らは、「本件原発が重大事故を起こすことにより、債権者らの人格権が侵害される事態を回避するためには、本件原発の運転を差し止める以外に方法がない」として、本件仮処分の申立てにおいて債権者らに保全の必要性があるかの如く主張する（債権者ら準備書面6、78頁）。

2 債務者の反論

しかしながら、そもそも、現在に至るまで、債権者らにおいて債権者らの生命、身体等が侵害される具体的危険があることは疎明されておらず、被保全権利は認められない。したがって、保全の必要性について論じるまでもなく、本件仮処分の申立ては却下されるべきである。

被保全権利の存否について一旦措くとしても、債権者らにおいて保全の必要性があるとは到底認められない。すなわち、民事保全法上、仮の地位を定める仮処分は、争いのある権利関係について、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険

を避ける必要性（保全の必要性）があるときに発することができるところ（民事保全法 23 条 2 項）、債権者らにおいて、債務者を被告とする本件発電所の運転差止請求訴訟の判決（本案判決）による救済を待っていたのでは本件発電所の運転差止請求権が実質的に満足されなくなるという具体的な事情が疎明されなければならない。敷衍すると、債務者が本件発電所を運転することによって、債権者らが上記本案判決の確定まで受忍することが酷であると考えられるほどの損害を被るとか（著しい損害）、そのような損害が現実化する危険が上記本案判決の確定を待てないほどに差し迫っていること（急迫の危険）の疎明を要する。

この点、債権者らは地震、竜巻、テロ等によって本件発電所に重大事故が生じる危険性があると縷々主張するが、現時点において本件発電所の運転により、債権者らの生命や身体等の重大な法益が侵害されている具体的事実の疎明はないことはもとより、本件発電所で重大事故が発生し、債権者らの生命や身体等の重大な法益が侵害される具体的危険が本案判決の確定を待てないほどに差し迫っていることについても何ら主張疎明しておらず、本件仮処分において、「著しい損害」又は「急迫の危険」という民事保全法 23 条 2 項の要件を満たす余地がないことは明らかである。

したがって、債権者らにおいて保全の必要性は認められない。なお、保全の必要性については、訴外四国電力株式会社を債務者として提起された伊方発電所 3 号機に係る運転差止仮処分中立事件において、広島地裁令和 3 年 11 月 4 日決定は「こと地震に関する限り、現時点における最新の専門的知見をもってしても、どこを震源とし、どのような規模を有する地震が、いつ発生するかを正確に予測することが不可能であることは承認しなければならないが、そのような予測が不可能であるからといって、債権者らの生命や身体等の重大な法益が侵害される危険が上記本案判決の確定を待てないほどに差し迫っているとまで評価するには、なお論理の飛躍があるものというほかはなく、『急迫の危険』・・・の存在が推認

されるということにはならないし、その存在が推定されるということも相当ではない」として、上記と同旨の判示がなされている（乙 27、87～88 頁）。

以 上